

令和5年5月26日

学生の皆さんへ

学生支援本部長

### 課外活動における感染対策の徹底について

令和5年5月8日以降、制限を緩和し課外活動を行っているところですが、今般、同一のサークル内で複数の新型コロナウイルスの罹患者が確認されました。

つきましては、感染拡大防止のため、課外活動における留意事項を再度確認し、今一度気を引き締めて感染対策を徹底してください。

なお、留意事項及び各団体で決めた感染予防策については、必ず団体所属の学生全員に共有してください。

#### 1 留意事項について

- ・ 「3密（密閉空間・密集場所・密接場所）の回避」、「人と人との距離の確保」、「手洗い、手指消毒」、「換気」などの基本的な感染対策を継続すること。
- ・ 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられる場合は、活動へ参加しないこと。
- ・ マスクの着用については求めないことを基本とする。マスクの着脱を強いることのないようにすること。ただし、混雑した電車やバスを利用する場合や、実習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においてはマスクの着用を推奨すること。
- ・ 上記以外に、各学部や実習施設から指示や指導がある場合はそれに従うこと。

<以下、追加事項>

- ・ 発熱や咳などの風邪症状等を発症した場合は、登校をせず医療機関を受診すること。  
※風邪症状等を発症した場合の対応は、「感染が疑われる場合等の対応マニュアル ([https://www.iwate-pu.ac.jp/98555929ef56739f46151663c6bf1f6a\\_1.pdf](https://www.iwate-pu.ac.jp/98555929ef56739f46151663c6bf1f6a_1.pdf))」を確認してください。

#### 2 活動時の手続きについて

- ・ 前期及び後期の活動開始前に「新型コロナウイルス感染予防策届」を提出すること。
- ・ 活動後は、指定の参加者名簿を活動後翌日までに学生センター前のボックス28に提出すること。
- ・ 大会・行事へ参加する場合は、活動の7日前までに学外行事参加願を必ず提出すること。
- ・ 宿泊を伴う大会・行事への参加の場合は、活動の10日前までに学外行事参加願を必ず提出すること。